

制限付き一般競争入札参加者募集要領

1 対象業務等

- | | | |
|---------------|---|-----------|
| (1) 対 象 業 務 名 | } | 【別記】1のとおり |
| (2) 委 託 場 所 | | |
| (3) 履 行 期 間 | | |
| (4) 業 務 概 要 | | |
| (5) 支 払 条 件 | | |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、一般競争入札参加申請書等提出期限日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者で、仙台市水道局の審査により入札参加資格があると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)とする。

- (1) 仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号（以下「規程」という。））第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月1日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと
- (6) 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁（以下「要綱」という。））別表に掲げる措置要件に該当しないこと
- (7) 【別記】2に定める資格に該当する者であること

3 入札参加申請

本入札の参加希望者は、2に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本局から入札参加資格に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められたものは、本入札に参加することができない。

- (1) 提出書類
【別記】3のとおり
- (2) 提出書類の交付期間及び場所
【別記】3のとおり
- (3) 提出方法、提出期限及び提出先
【別記】3のとおり

4 仕様書等に対する質問・回答

- (1) 仕様書等の配布
対象業務に係る仕様書等の配布については、【別記】4に定めるとおりとする。
- (2) 仕様書等に対する質問
入札参加申請者は、仕様書等に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、【別記】

4に定める質問期間に質疑応答書を提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、【別記】4に示す期間に閲覧に供す。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

審査結果は【別記】5に定める日に、一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加申請者全員に、簡易書留郵便により通知する。この場合、入札参加資格を有しないとした者はその理由を付す。

6 入札参加資格を有しないとした者からの理由の説明請求及び請求に関する審査

(1) 理由説明請求

入札参加資格を有しないとされた者は、【別記】6に定める期間に書面(任意様式)を提出し、その理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書により速やかに回答する。この場合、請求内容に正当な理由がないとした者には、その理由を付す。

7 入札及び開札の日時及び場所

【別記】7に定めるとおり。

8 入札保証金

入札保証金は免除する。

9 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 入札及び開札方法等

(1) 入札書は開札日に持参することとする。

(2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規程を熟知の上、入札をしなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

(4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書（5の手続きにより本局から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び身分を確認できるもの（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別添様式によること。）を提出しなければならない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。

(8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。

- ア 件名（【別記1】のとおり）
 - イ 入札金額（【別記8】のとおり）
 - ウ 日付（入札日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「仙台市水道事業管理者」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 入札書は封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、7に示した日時、場所において提出しなければならない。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本局職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 無効の入札

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、2に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 2に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない

- 入札書とみなす。)
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
 - (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
 - (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
 - (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (8) 入札金額を訂正した入札書
 - (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
 - (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
 - (11) 7に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
 - (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
 - (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
 - (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
 - (15) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む。）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本局職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (3) 落札候補者に対しては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」に基づき、情報管理体制についての調査を行う。その結果、落札候補者における情報管理体制について不十分と認められる場合は、必要な改善措置を講じたうえで落札者と決定し、契約の締結を行うものとする。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

仙台市水道局の審査により入札参加資格があると認められた者が、一般競争入札参加申請書提出期限日の翌日から入札の日までに次に掲げるいずれかの事由に該当することになったときは、入札に参加することができないものとする。また、入札後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責を負わない。

- (1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められたとき。

14 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

15 契約方法

【別記】 9 のとおり

16 契約の条件

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本局と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 契約条項

別添契約書案，規程による。

18 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

19 記載内容についての問い合わせ先

仙台市太白区南大野田 29 番地の 1
仙台市水道局総務部財務課契約係
電話 022-304-0012

【別記】 (整理番号 2 4 3 1 3 5)

1 対象業務の概要

- (1) 対象業務名
水財総 第 2024-32 号 仙台市水道局財務会計システム構築・運用保守業務委託
- (2) 委託場所
仙台市水道局内各課公所
- (3) 履行期間
契約締結の翌日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (4) 業務概要
財務会計システムの構築業務およびそれに伴う運用保守業務
履行期間：着手の日から令和 10 年 9 月 30 日まで
システム稼働期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
システム範囲：会計管理業務，予算管理業務，固定資産管理業務，契約管理業務
- (5) 支払条件
別添契約書案による

2 入札参加資格

- (1) 仙台市一般競争入札参加資格者名簿の申請種目「情報処理」として登載されていること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店，営業所を有する者であること。
- (3) 単体企業による参加であること（共同企業体による参加は認めない。）
- (4) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、国の機関又は人口 50 万人以上の規模の地方公共団体等において、公営企業会計システムの構築・運用保守業務を 1 年以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札参加申請手続き等

- (1) 提出書類
 - ①一般競争入札参加申請書（別添様式）
 - ②類似業務の実績調書（様式第 1 号）及び記載内容が確認できる書類
 - ア 実績調書に記載された業務の契約書の写し
 - イ 業務実績を確認出来る書類（仕様書等）の写し
 - ③その他必要と認めるもの
- (2) 提出書類（様式）の交付期間及び場所
令和 6 年 6 月 25 日(火)から仙台市水道局ホームページ
(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2024.html) からダウンロードすること。
- (3) 提出方法
入札参加申請に必要な書類(添付書類を含む)は持参又は配達証明付き書留郵便により提出

すること。

なお、封筒表面に「〇〇業務委託に係る入札参加申請書」と記すこと（「〇〇業務委託」の部分は対象業務名を記入する）。

(4) 提出期限

令和 6 年 7 月 10 日(水)午後 3 時までに必着

(5) 申請書の送付先

郵便番号 9 8 2 - 8 5 8 5（専用郵便番号）

仙台市水道局総務部財務課契約係

4 仕様書等の配布及び質疑応答等

(1) 配布期間

令和 6 年 6 月 25 日(火)から仙台市水道局ホームページ

(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2024.html) からダウンロードすること。

(2) 質疑応答書の提出期限

・ 令和 6 年 7 月 10 日(水)午後 3 時までに必着

・ 配達証明付き書留郵便により提出すること（仕様書等に対して質問がある場合のみ提出すること）。

・ 封筒表面に「〇〇業務委託に係る質疑応答書」と記すこと（「〇〇業務委託」の部分は対象業務名を記入する）。

(3) 質問に対する回答の閲覧期間

・ 令和 6 年 7 月 17 日(水)から

仙台市水道局 4 階入札室掲示板及び仙台市水道局ホームページ

(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2024.html)において回答する。

5 入札参加資格の審査結果発送予定日

令和 6 年 7 月 23 日（火）

6 入札参加資格を有しないとした者からの理由説明請求

(1) 書面(任意様式)の提出期限

一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った日から 2 日以内に提出すること。

午前 9 時から午後 4 時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

郵便番号 982-8585

仙台市太白区南大野田 29 番地の 1

仙台市水道局総務部財務課契約係

(3) 提出方法

持参または配達証明付き書留郵便により提出すること。

7 入札の執行日時・場所

(1) 入札日時

令和6年7月30日(火) 午前10時15分

(2) 入札場所

仙台市太白区南大野田29番地の1 仙台市水道局4階入札室

8 入札時の注意事項

(1) 入札金額

入札書に記載する金額は、総額（消費税及び地方消費税額抜き）とする。

(2) その他の注意事項

- ① 入札書は水道局指定様式のものを使用し、封筒に入れ入札すること。また当該封筒の表面に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあってはその名称又は商号）を記載すること。
- ② 代理人による入札の場合は、水道局指定様式の委任状を提出し、受任者名（代理人名）で入札すること。
- ③ 提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

9 契約方法

契約金額は、入札金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（当該1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。